

指定居宅介護支援事業所管理者 様
指定介護予防支援事業所管理者 様

浜松市介護保険課長 谷口 弘記

短期入所サービス利用者における介護保険負担限度額認定等の
更新申請について（依頼）

日ごろ、介護保険事業につきましては、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、短期入所サービスを利用されている方の介護保険負担限度額認定証の有効期限
が、令和6年7月31日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴事業所において居宅（介護予防）
サービス計画を作成されている方のうち、令和6年8月以降に短期入所サービスの利用
が見込まれる方の介護保険負担限度額認定の更新申請をご支援いただきますよう、ご依
頼申し上げます。

なお、令和6年5月31日付で現在負担限度額認定を受けている利用者の住所地あてに、
本日勧奨通知をお送りいたしました。通知の内容につきましては、別紙のとおりですの
でご承知おきください。

また、介護保険負担限度額認定証と同様に、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認
証も更新となります。更新の該当者には、勧奨通知及び申請書を住所地あてにお送りい
たしますので、あわせてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

- ※ 明らかに要件に該当しない場合には、必ずしも申請をする必要はございません。
- ※ お問い合わせは、事業所所在地の福祉事業所長寿支援課または長寿保険課（市外
は本庁介護保険課）までお願いします。

中央福祉事業所 長寿支援課

中央区役所内 053-457-2337
東行政センター内 053-424-0184
西行政センター内 053-597-1119
南行政センター内 053-425-1572

浜名福祉事業所 長寿保険課

浜名区役所内 053-585-1122
北行政センター内 053-523-2863

天竜福祉事業所 長寿保険課

天竜区役所内 053-922-0065

本庁介護保険課

053-457-2862